ます。

ことは、基本だと思

変更して欲しいという

ので、

リゾ

- 用域へ

法的にどれだけの効力を

「地上権」というのは、

る基本方針である。

全域をリゾート用域に変更す

で、当初の計画通り同地域の

の見直し業務を行っている中

村としては、土地利用計画

持っているのか。

との確認を、

会の中で

域を変更します。

と」を申し上げた上で、

しっかり採っています

の要請書を出します」

変更して欲しい

当 域

す

0

「リゾー

卜

用

る時は制限を加えていくな

審議が必要だというこ

つの意見だと思い

ま

書を取り交わし、「開発す

企画課長の説明

ヤ沖縄に納得してもらい文

地主は、

地主会と

陳情の要旨等

ます。

すので、

高さをどう解

決していくかだと思

61

周辺地域、役場、

開発業

懸念が第一だと思いま

ヤ沖縄とは、賃貸契約にな

用域に変更する方針である。

取り交わした上で、リゾート

ある文書を作成し、事業主と

元と協議する旨の法的効力の

望が提出されているが、村、地

域については、集落用域への要

南恩納区から集落に近い区

が持っています。ベルジャ

基本的に地主会、

地元

拘束力があります。地上権

「地上権」というのは、

ては集落用域、高さの

南恩納区の意見とし

とを、

確認できま

を立ち上げました。基本的

な計画には、両区とも賛成

していると考えています。

契約になります

縄デベロップメントとは賃貸

会がもっており、ベルジャヤ沖

「地上権」は、基本的に地主

補助金を出して「地主会」

入れて行く」というこ

しっかり取り、縛りを

答

恩納区、南恩納区、村も

画・検討している。

「法的な手続きを

として良いか。

者も共通認識を持っている

道)を通し、万座毛と一体と

なったリゾート地域として計

て、同開発地域に中央道路(村

北部振興策事業の一環とし

ません

0)

で、

ルジ

村としても責任持て

ながら事業の推進をしてき 同地域の開発に当たって、 後22年が経過し、これまで 村当局が諸問題を解決し 地域の方々や地主そして 跡地契約地主会から返還 同件は、恩納通信所返還

12月13日、16日の2日間、 財政文教委員会において、 ことから、今後の開発を促 現在、事業が停滞している べき課題が残されており、 区の両区長の傍聴があり 査を行い、恩納区、南恩納 企画課長に出席を求め審 お願いする旨の要請です。 進するため、指導と支援を 域への変更等、まだ、解決す 特定用域からリゾート用 上記の要請を受け、総務 しかし、土地利用計画の

## に関わる用域変更等について」都識内容

す。

委員会における審査内容 期であることから「リゾ 土地利用計画の見直し時

が得られると考えて 請が出ていますので、 変更して頂きたいという要 主が納得するのか。 議する」ということで、 ト用域」にしてもらって、 地主会の総意をもって、 開発段階になってから協 いま 合意

域」に変更していない理由 安を持っている。 ルの開発がされる」との不 これまで「リゾー 「建物の高さ40メート ト用域に変更する ト用

域」としている。 きなくなることから、計画 が決定するまで 一団となった開発がで 「特定用

権利が相手方に移る時

①南恩納区からの要請と

思っています。 かということで、

明会を開催したことはある

環境影響評価の中で、 事業者 以

を効かせることができるの に、役場がどれだけ歯止め

書」を、取り交わしたいと

護士と相談をし、法的な効 更され、どう担保されるの

①集落に近いところは

説

「法的な効力を持った文

域変更していく。 力を持った文書でもって用

恩納区と南恩納区に、

思っています。 らの説明は必ず必要だと 出てきた時には、 民館で、班ごとに2回開催 前、恩納区、南恩納区の公 した。具体的な実施計画が

法的に条例の中で用域変

村顧問弁

ので説明 いうのは、 して頂けません よく分からな

う提示を、 りの効力を与えよう」とい ②「条例により、それな されていないの

取っておりません。 自体は、反対であると受け にして欲しい」という意見 として色で示され、その様 から色付けされ しておりません。この事業 い」ということ、 「リゾー 「区民目線で対応して欲し ②南恩納区の方には、 出されています。 ト用域、 た図面で 南恩納区 集落用域

が、その辺を整理し説明願 している様に感じられる 地主と南恩納区が、

陳情を付託された、総務財政文教委員会の審議において「これまで議会は、地主会に対し て運営補助金の予算化を認め、また、恩納区、南恩納区の両区においても同様に、補助金を支 出してきた。

これまでの経緯、村の方針を踏まえ、当委員会としては同事業が着実に進展することを期 待する。」との報告がありました。

全委員の賛成で、採択すべきものと決しました。

なお、本会議において反対討論、賛成討論があり、賛成多数(賛成13・反対1)により採択さ れました。

記事担当 平良 幸夫